

## (案)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会  
実施段階環境影響評価書案（カヌー・スラローム会場）  
について（意見）

**第1 審議経過**

本評価委員会では、平成29年3月29日に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（カヌー・スラローム会場）」（以下「評価書案」という。）について意見聴取されて以降、審議を重ね、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

**第2 審議結果**

評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

**【主要環境(大気等)】****(大気等)**

建設機械の稼働に伴う排出ガスは評価の指標を満足しているが、計画地に隣接して葛西臨海公園など人が集まる施設が存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業における大気質への影響のより一層の低減に努めること。

**【生態系(生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑)】****(生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通)**

- ① クロマツ植林は残置する計画としていることから、工事の影響が及ばないように、適切に仮囲いを行うなど、その保全に配慮すること。
- ② 緑地の整備に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考にするとともに、隣接する葛西臨海公園との緑の連続性に配慮すること。

**(生物・生態系)**

残置されるクロマツ植林内には、注目される植物のタンキリマメが生育していることから、フォローアップ調査で工事後の生育状況を報告すること。

## 【生活環境(騒音・振動)】

### (騒音・振動)

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、工事用車両の走行ルート沿道には教育施設や福祉施設があることから、環境保全措置を徹底し、工事用車両による騒音のより一層の低減に努めること。

## 【アメニティ・文化(景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性)】

### (景観)

代表的な眺望地点として設定している地点からカヌー・スラロームコースの様子を把握することができないため、眺望地点を追加すること。

### (自然との触れ合い活動の場)

計画地は、葛西臨海公園、サイクリングロード及び健康の道に隣接していることから、建設機械の稼働等に当たっては、環境保全措置を徹底し、利用者の活動を阻害しないよう努めること。

### (歩行者空間の快適性)

暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としていることから、公園管理者、道路管理者等と十分に連携を図り、緑陰を確保するなど、より一層の暑さ対策に努めること。

## 【資源・廃棄物(水利用、廃棄物、エコマテリアル)】

### (水利用)

- ① 本事業は、競技コースの貯留水及び補給水・洗浄水に全て上水を使用する計画としているが、上水以外の利用の可能性について示すこと。
- ② ろ過施設を設置することで貯留水の入れ替え頻度を抑え、上水使用量の節約を図るとしているが、ろ過施設の仕様、運用計画や補給水・洗浄水量が不明確であるため、これらを具体的に示すこと。

### (廃棄物)

設備等の持続的稼働に伴う廃棄物については、「江戸川区一般廃棄物処理基本計画」における再資源化率の目標値 30%に鑑み、より高い再資源化率を達成するよう努めること。

### (エコマテリアル)

建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

## 【温室効果ガス(温室効果ガス、エネルギー)】

### (温室効果ガス、エネルギー 共通)

温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量について、管理棟に係る削減対策が環境保全措置として挙げられているが、本事業においては競技コースの揚水ポンプやろ過施設による影響が大きいことから、これらの施設についても必要な環境保全措置を講じ、より一層の削減に努めること。

## 【土地利用(土地利用)】

### (土地利用)

葛西臨海公園や葛西海浜公園などの周辺施設との一体的な活用を図り、東京の豊かな自然や水辺を生かした新たなにぎわいの拠点となることとしていくことから、この一体的な活用について、具体的に記述すること。

## 【安全・衛生・安心(安全、消防・防災)】

### (消防・防災)

国内初の人工スラロームコースと特殊な施設であることから、危機管理体制等の防災への取組について具体的に説明すること。

## 【交通(交通渋滞、交通安全)】

### (交通安全)

工事用車両の走行にあたり、都道 318 号環状七号線及び都道 308 号千住小松川葛西沖線（船堀街道）を利用しているが、この周囲には教育施設や福祉施設があることから、歩行者、自転車、一般車両等を優先するなど環境保全措置を徹底し、より一層の交通安全の確保に努めること。

付表

【審議経過】

年 月 日	審 議 事 項
平成29年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書案について意見聴取、評価書案内容説明</li> </ul>
平成29年5月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目別審議               <ul style="list-style-type: none"> <li>資源・廃棄物（水利用、廃棄物、エコマテリアル）</li> <li>温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）</li> <li>土地利用（土地利用）</li> </ul> </li> </ul>
平成29年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目別審議               <ul style="list-style-type: none"> <li>主要環境（大気等）</li> <li>生態系（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑）</li> <li>生活環境（騒音・振動）</li> <li>アメニティ・文化（景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）</li> <li>安全・衛生・安心（安全、消防・防災）</li> <li>交通（交通渋滞、交通安全）</li> </ul> </li> <li>・総括審議</li> <li>・意見(予定)</li> </ul>